

TOKYO クロスオーバーファンド  
(企業価値向上支援・資本市場活性化)  
運営事業者募集要項

令和8（2026）年6月  
東京都 産業労働局

## 第1 本事業の目的

東京都は、2050 東京戦略において「国際金融都市・東京」のプレゼンス確立を掲げており、その実現に向けた資本市場の活性化は必要不可欠である。

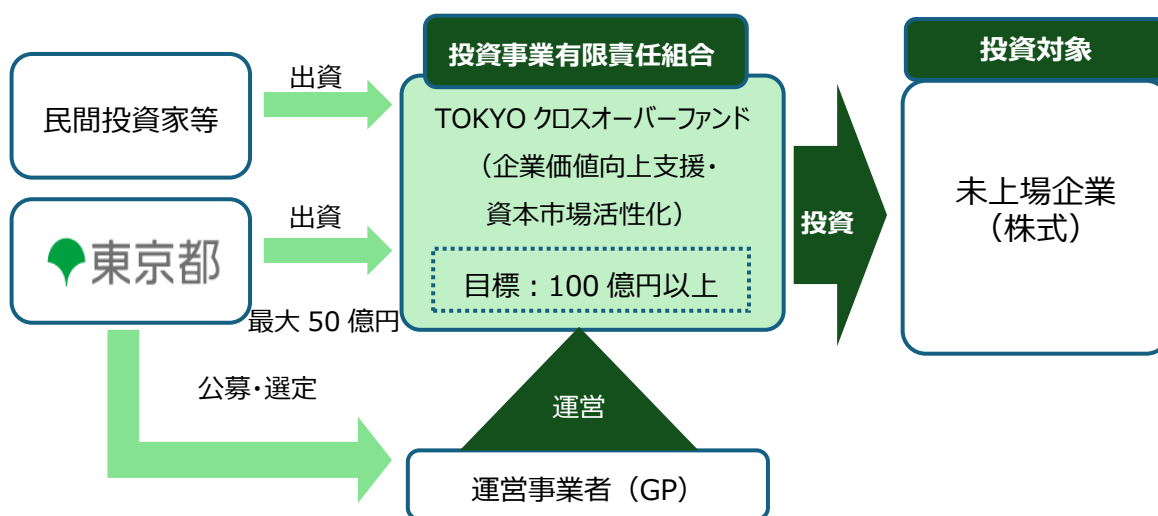
国内スタートアップに対しては、ベンチャーキャピタルが早期の IPO およびリターン獲得を目指す傾向があり、結果としていわゆる小粒上場が多くなるという課題がある。また、上場後は国内外の機関投資家による投資が必要となるが、一定の流動性や時価総額等が投資条件とされることが多いため、成長に必要な資金調達を受けられず、その後の成長が難しくなるケースが見受けられる。

このような中、上場前後で継続して投資・支援を行うファンドエコシステムの構築が求められているものの、実際に行っているベンチャーキャピタル等のプレイヤーは限定的である。

そこで都は、「国際金融都市・東京」のプレゼンス確立のため、未上場企業への投資を行い上場後の一定期間の保有・支援までをシームレスに行う官民出資のファンドを創設する。都の資金を呼び水に民間からも出資を募り、未上場企業へのハンズオンに加え、上場後もエクイティー・ストーリーの策定や IR 戦略の策定等の支援を継続することで、東京都で活躍する企業の資金調達障壁を緩和し、新たなファイナンスモデルの構築を目指す。

については、民間事業者の中から、本事業の目的に賛同し、「TOKYO クロスオーバーファンド（企業価値向上支援・資本市場活性化）」（以下「本ファンド」という。）の業務を遂行する運営事業者（無限責任組合員（以下「GP」という。））を募集する。

### 【本ファンド事業のスキーム（イメージ）】



## 第2 本ファンドの概要

東京都は、本ファンドに有限責任組合員（以下「LP」という。）として出資する。GP は、本ファンドについて、本事業の目的を実現することができるよう、以下に掲げる事項を満たすことを原則とし、各事項について、必要に応じ投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）等において位置付けること。

## 1 本ファンドの基本スキーム

- (1) 法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づく投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）とする。
- (2) 新設する LPS を基本とし、必要に応じて既に設立された LPS やその他のストラクチャーも可とする。
- (3) 東京都は、LP として、出資する。都の出資額は、民間等を含むファンドの出資約束金額の総額の 2 分の 1 までとし、50 億円を最大とする。東京都の出資分については、令和 8 年度内に一括払込みとし、組合契約締結後、速やかに払い込むこととする。
- (4) 東京都の出資額と同額以上の民間等からの出資を集めることを前提とし、本ファンドに対する東京都の出資額と、民間等からの出資約束金額又は出資履行金額の合計（以下「ファンド規模」という。）で 100 億円以上を目標とする。
- (5) GP は、ファンド規模の 1 %以上の額を出資することとする。
- (6) 本ファンドの存続期間は、本事業の目的達成のために必要と考えられる合理的な年数を設定すること。

## 2 投資方針等

本ファンドからの投資・売却については、本ファンド事業の趣旨を踏まえ、投資先企業が資本政策を確立する程度まで上場後も一定程度保有し支援を行う等、企業の継続的な成長につながるよう意識した方針を設定すること。

- (1) 本ファンドは、投資事業有限責任組合契約及び付随する各種契約に従い、GP の判断に基づき投資を行う。
- (2) 投資の対象は、社会課題解決に資する事業やサービスに取り組む、もしくは今後取り組むことを目指している企業等とする。
- (3) 金融商品取引所（又は日本国外にある同様の取引所）にその株式が上場されていない企業への投資を行うものとし、投資実行の時点において、上場企業への投資は実施しないこととする。
- (4) 東京都内で商品・サービス等を展開する又は展開が見込まれる企業への投資であること（投資先企業の本社地域については東京都内に限定しない。）。なお、海外企業の場合は、日本国内での拠点設立と東京都内でのサービス展開が予定されていること。
- (5) 投資先企業は、会社法で定める大会社でない、又は大会社や金融機関等の支配子会社等ではないこと。
- (6) 行政処分により業務停止命令又は業務改善命令を受けたことがない企業、又は違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいない企業への投資であること。
- (7) 上場前に十分なハンズオンを行い、上場後においても継続して支援を実施することで、投資先企業のその後の企業成長を見据えた資本政策の確立につなげること。また、上場後の継続保有にあたっては、インサイダー取引規制等の法令遵守を徹底し、不適切な取引を未然に防ぐための内部管理体制を十分に整備した上で、業務を遂行すること。

## 3 出資金の払込・管理方法

- (1) 東京都の出資金の払込方法は、「一括払い」方式とすること。また一括払込は令和 8 年度内に実施するものとする。
- (2) 東京都の「一括払い」方式によって払い込まれた出資金については、通常の「組合口座」とは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とする

こと。当該振替送金をもって出資履行として取り扱うこと。

- (3) 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座の入出金を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を定期的に東京都に報告すること。
- (4) 本ファンドは、東京都に分配した分配金の返還を求めないものとする。

#### 4 東京都の関与

- (1) 東京都は、本ファンドの投資委員会等にオブザーバーとして出席できるものとする。
- (2) 東京都は、本ファンドの諮問委員会の委員を指名できるものとする。
- (3) 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、本ファンドのモニタリングを実施し、GP との意見交換を行うことができるものとする。
- (4) 東京都は、GP 及び本ファンドの財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。
- (5) 東京都は、GP と協議の上、実行された投資対象案件の概要を公表できるものとする。

#### 5 報告義務

- (1) GP は、東京都に対し、本ファンドの業務執行状況、財産状況、投資先案件の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- (2) GP は、東京都に対し、下記の事項に関し報告するとともに、東京都から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。

ア 投資実行した場合の投資先企業の概要、及び投資額等

イ 投資先案件に発生した次に掲げる重要な事情の内容等

(合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手續開始申立、上場承認等)

ウ 投資先企業の1年ごとの収支やその他の運営状況

エ 投資先案件に関するモニタリングの内容

オ 売却等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、売却額等

その他、LP に対して報告すべき事項が生じた場合には、速やかに LP である東京都に対して報告を行うものとする。

- (3) GP は、東京都を含む LP に対して運用報告会を年1回以上実施するものとする。

#### 6 その他

- (1) 本ファンド創設にあたって、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。
- (2) 本ファンド創設にあたって、東京都は出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。
- (3) 東京都は、東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- (4) 東京都は、本ファンドへの出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- (5) 本ファンドの GP において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- (6) 東京都に対する組合財産の分配（清算人による残余財産の分配を含む。）については、出資持分等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- (7) 本ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都が非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。

- (8) 契約書は、「投資事業有限責任組合契約（例）及びその解説（令和7年6月 経済産業省）」（以下「モデル契約」という。）を参考にしつつ、東京都から別途指示された場合には、当該指示に従うこと。なお、大幅な、もしくは重要な条項についてモデル契約からの修正を求める場合には、組合契約締結に至らない場合がある点に留意すること。
- (9) 東京都から検査・監査への協力を求められた場合は、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

## 7 反社会的勢力への対応

- (1) GP 及び共同提案者のすべての役職員及びすべての組合員が、契約締結時点において反社会的勢力でないこと、本ファンドの存続期間中の全期間において反社会的勢力に該当しないこと、及び本ファンドの解散・清算後も反社会的勢力に該当するおそれがないことを、表明し、保証すること。
- (2) 上記(1)に虚偽又は違反があることが判明した場合には組合員の除名事由に該当するものとするとともに、一切の責任を負うこと。
- (3) 本ファンドの投資対象から反社会的勢力が関与する事業を除外すること。

## 第3 事業者の応募資格

### 1 応募資格は、応募時点で以下全ての条件を満たす法人等とする。

- (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが GP となり、本要項を満たすファンドを創設し運営を行うことのできるもの（※）  
※ GP が運用を別会社に委託する場合、複数社が合同会社等を設立し GP となる場合、又は契約等に基づき GP と GP 以外の複数社が共同してファンド運営及び投資対象事業の運営を行う場合、参加申込書において明記するとともに、企画提案書において当該複数社の関係性について具体的に記載すること。
- (2) ファンドの GP として実績を有するもの（※）  
※ 新興資産運用業者（本事業では設立から概ね5年以内の資産運用業者をいう。以下同じ。）がファンドを運用し実績を積む機会を創出する観点から、応募事業者が新興資産運用業者で業歴が浅い場合は、応募事業者のメンバーが当該新興資産運用業者の前に在籍していたファンド GP や共同提案者における当該メンバーの実績を含めることを可とする。
- (3) 「第2 本ファンドの概要」を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運営している、若しくは運営する予定であるもの
- (4) 本ファンドを設立するに当たって、東京都が LP として出資する際に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業、適格機関投資家特例業務の届出等）を備えているものとする。なお、東京都は金融商品取引法第2条第31項で定める「特定投資家」ではない点、特に、同項第1号に定める「適格機関投資家」ではない点に留意すること。

### 2 ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格（地方自治法施行令第167条の4）に規定された各号の要件に該当するもの
- (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ないもの

- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

#### 第4 募集期間

令和8年6月10日（水曜日）から同年7月6日（月曜日）

#### 第5 質問受付期間

令和8年6月29日（月曜日）午後5時まで

次のアドレス宛てに、E-mailにて送付すること。

E-mail（送付先）：[S0290108@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0290108@section.metro.tokyo.jp)

※ E-mailの件名は「【TOKYOクロスオーバーファンド】（事業者名）・質問」とすること。

#### 第6 提出書類

別紙1にて指定する書類の電子データを募集期間内必着で郵送またはE-mailにて提出すること。なお、提出後は、速やかに下記電話番号宛てに受信確認の連絡を行うこと。

##### 1 提出書類

- (1) 企画提案書（ファンド設立趣意書）
- (2) 組合契約書のドラフト
- (3) その他提出書類

※ 提出方法の詳細については、別紙1参照

##### 2 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎20階南側

東京都 産業労働局 総務部 国際金融都市推進課（市場活性化ライン）

電話：03-5320-6274

E-mail：[S0290108@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0290108@section.metro.tokyo.jp)

※ E-mailの件名は、「【TOKYOクロスオーバーファンド】（応募事業者名）・書類提出」とすること。

#### 第7 審査・選定方法

応募資格を満たす者について、「GP 選定基準」に基づき、選定委員会にて審査を行い、本ファンドのGPを選定する。

##### 1 審査方法

- ・ 選定委員会において審査を行う。
- ・ 選定委員会の委員には必要な外部専門家を招聘する。
- ・ 応募事業者より提出された書類等に基づき下記「2 審査項目」の各項目について審査を行う。
- ・ 応募事業者の数が一定数を超えた場合、提出書類に基づく書面審査を一次審査として実施し、最終審査に進む応募事業者を一定数に絞る場合がある。
- ・ 最終審査に進む応募事業者に対し、ファンド調査専門機関等による適正調査（デューデリジェンス）を実施する。

- ・ 最終審査では、応募事業者による企画提案に係るプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する。
- ・ 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募事業者は速やかにその対応を行うこと。
- ・ 審査過程において東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募事業者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行わない。
- ・ 選定結果（採択の可否）は全ての応募事業者に対し通知する。
- ・ 選定結果（不採択の理由等）に関する問合せには一切応じない。

## 2 審査項目

別紙3「GP 選定基準」を参照

### 第8 今後の全体スケジュール（予定）

- ・ 令和8年6月10日～7月6日 募集期間
- ・ 令和8年7月 一次審査
- ・ 令和8年7月～9月 ファンド調査専門機関による適正調査（デューデリジェンス）
- ・ 令和8年9月 選定委員会での審査・選定
- ・ 令和8年9月～12月 組合契約の調整・締結（本ファンド組成）
- ・ 令和9年1月 本ファンドへの東京都の出資（一括払込み）

### 第9 注意事項等

- 1 東京都から本ファンドのGPに選定された事業者は、次に掲げる事項を遵守すること。
  - (1) 速やかに本ファンド創設の準備を行い、組合契約の締結に向け最大限の努力を払うこと。
  - (2) GPの選定後、やむを得ない理由がある場合を除き、令和9年1月頃までに東京都を含む関係当事者と組合契約を締結すること。
  - (3) 企画提案内容等に関して、東京都が求める場合には、GPに選定された事業者はその内容について適宜協議に応ずること。なお、GPに選定された事業者が、当該協議によらずに、応募時の企画提案内容等と異なる内容の組合契約の締結を東京都に対して求める場合には、東京都は契約を締結しないことがある。この場合において、東京都はその責任を負わない。
- 2 GPに選定された事業者において違反又は不当な行為があったと東京都が認める場合は、東京都は何ら責任を負うことなく出資の意思を撤回し又は東京都の判断においてGPの募集手続の一部を変更することができる。
- 3 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

## 別紙1 提出書類概要

### A 企画提案書（ファンド設立趣意書）

次の項目順に従い、1つのPDFデータにまとめて提出すること。なお、資料はA4判（横）で作成し、合計30枚程度とすること。

#### 1 応募事業者（ファンド運営会社）の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 会社の強み、競争優位性
- (4) 組織体制
- (5) 過去2期の決算状況（売上・利益・自己資本等）と今期の収支見込み
- (6) 過去2期の事業セグメント別の売上と利益の状況、今後の見通し

#### 2 ファンドスキーム

- (1) 本ファンドの運営方針  
本事業の目的を達成するための応募事業者の本ファンド運営方針等
- (2) 本ファンドの基本概要
  - ア 概要（ファンド名称、ストラクチャー、ビークル形態、投資形態等）
  - イ ファンド規模（民間等出資想定額、想定最小額～最大額） ※ 都出資想定分除く
  - ウ 機関投資家等からの民間出資の出資先ビークル形態及び払込方法
  - エ 民間出資者構成の見通し（候補者の有無・名称、出資予定額、出資確度等）
  - オ GP等の出資金額（共同提案者及び実質一体のグループ会社の出資などを含む）
  - カ 存続期間、投資期間、出資約束金額を確定させる場合の初回と最終のクロージング日
- (3) 投資対象
  - ア 投資先企業の概要、主な業種、投資先選定のテーマ等
  - イ 累計投資先数及び一件当りの平均投資額（想定）
  - ウ 回収方針、配当金の分配
- (4) 本ファンドに係る費用、報酬等
  - ア GPの管理報酬などの各報酬の計算式、対象期間等
  - イ その他、本ファンドの組成・運営に係る費用

#### 3 投資チーム

- (1) 本ファンドにおいて、予定する全ての投資・運営担当者の履歴（過去ファンドにおいてキーパーソン条項の対象者か否かの区別を含む）、専門分野、投資実績（特に提案ファンドが投資対象とする分野でのソーシング（具体的手法を含む）、エグジット実績等）、投資先支援実績（上場前のハンズオン、上場後の支援（エクイティー・ストーリーの策定、IR戦略策定等））
- (2) チームとしての安定性（役割分担等）
- (3) 連携する外部ネットワーク（他の団体、企業等）
- (4) チームの強み、競争優位性

#### 4 投資プロセス

- (1) 投資戦略
  - (2) ソーシング（具体的に記載）及び案件選定のプロセス
  - (3) 投資対象案件の管理体制・運営プロセス
  - (4) エグジット戦略（エグジット条件等）
  - (5) 運営する他のファンドとの関係性、及びコンフリクト排除のメカニズム
- 5 投資先企業への支援
- (1) 上場前の支援プロセス（ハンズオンの具体的な実施内容）
  - (2) 上場後の支援プロセス（具体的な支援内容、インサイダー取引規制への対応等）
- 6 管理・レポーティング体制等
- (1) ミドル・バック担当者数（アウトソースしている場合はアウトソース先の体制を含む。）
  - (2) 各担当者の履歴、専門分野、担当分野
  - (3) チームとしての安定性（役割分担等）
  - (4) コンプライアンス監視体制（担当者、外部顧問弁護士等との契約の有無）
  - (5) レポーティングの頻度
  - (6) 秘密保持、利益相反防止への取組状況（同業類似の事業、並行投資、本ファンドと本ファンドの関係者間での取引等）
  - (7) 本ファンドによる事業成果について GP 等としての対外的な周知策（投資・実績等）
- 7 東京都が求める要件への対応
- (1) 本ファンド創設における法的要件充足に向けた対応策  
適格機関投資家ではない東京都を LP としてファンドを成立させるための法的対応策
  - (2) 一括払い要件（本要項「第2の3 出資金の払込・管理方法」参照）  
組合契約書への記載の可否
  - (3) 投資委員会等へのオブザーバー参加、諮問委員の指名に関する要件  
組合契約書への記載の可否
- 8 これまでのファンド運営実績（トラックレコード等）
- 原則として、応募事業者、共同提案者又は提案ファンドのマネージャー個人が運営していた、すでにクローズしたファンドの以下項目を記載。クローズしたファンドがない場合は、運用中のファンドについて可能な限り記載する。
- (1) ファンド内容
    - ア 概要（名称、形式、ファンドサイズ、LP 構成、投資件数 等）
    - イ 投資内容（投資テーマ、投資対象 等）
    - ウ 期間（存続期間、投資期間）
  - (2) 投資成果
    - ア 投資倍率（ネット/グロス）
    - イ IRR（ネット/グロス）
    - ウ DPI（実現倍率 = 分配金累計金額/Paid In Capital）

## **B 組合契約書のドラフト**

- 1 新設ファンドへの都からの出資を前提として応募する場合、モデル契約に準拠し作成・提示すること（案段階で可。未決定事項については空欄にする、数値については幅を持たせて記載する等、可能な範囲で記載を行うこと。）。既設ファンドへの都からの出資を前提として応募する場合、既設ファンドの組合契約書の最新版を提示すること。
- 2 モデル契約と相違する箇所については、軽微な相違等を除き、当該箇所を朱書きする等の方法により、わかりやすく明示すること。
- 3 投資方針（投資ガイドライン）も含めて作成・提示すること。

## **C その他提出書類**

- 1 参加申込書（別紙2参照）
- 2 応募事業者資料
  - (1) 応募事業者(共同提案者を含む)の履歴事項全部証明書（直近3ヶ月以内に取得したもの）
  - (2) 応募事業者の定款（写し）
  - (3) 応募事業者の主要株主一覧

### ※ 書類提出にあたっての注意事項

- ・ 複数社で合同会社等を設立し共同してファンドのGPとなる提案を行う場合、「C その他提出書類の1」について連名による申請を可とする。また、共同提案又は新設会社を設立する場合、参加申込書等にその旨を記載すること。なお、「C その他提出書類の2(1)から(3)」についても関係各社分を提出すること。
- ・ 「A 企画提案書」、「B 組合契約書のドラフト」、「C その他提出書類」について、DVD-R等のメディアに全ての書類の電子データを格納して郵送するか、E-mailに電子データを添付して提出すること。
- ・ 東京都から必要に応じて補足資料の提出を要請することがある。

## 参加申込書

東京都知事 宛

所在地

会社名

代表者名

当社は、TOKYO クロスオーバーファンド（企業価値向上支援・資本市場活性化）の運営事業者募集要項（別紙を含みます。）に記載の全ての内容を承諾した上で、下記のとおり運営事業者募集に参加申込みいたします。また、添付書類に記載の主な内容が真実かつ正確であることを表明し、保証いたします。

## 記

## 1 東京都の出資形態（以下のいずれかに丸を付けてください。）

- (1) 新規に設立するファンドへの出資
- (2) 設立済ファンドへの追加出資
- (3) パラレルファンドへの出資
- (4) その他

## 2 東京都が出資する組合名と設立（予定）時期

- (1) 組合名（仮名でも可）： \_\_\_\_\_ 投資事業有限責任組合
- (2) 組合設立（予定）時期： 令和 年 月 日

## 3 添付書類

- (1) 企画提案書（ファンド設立趣意書）
- (2) 組合契約書のドラフト
- (3) その他提出書類（本参加申込書を含みます。） 一式

## 4 新設会社を設立する場合

- (1) 新設会社名（仮名でも可）： \_\_\_\_\_
- (2) 会社設立（予定）時期： 令和 年 月 日

## 5 共同提案をする場合

共同提案者：

所在地

会社名

代表者名

印

### 別紙 3 GP 選定基準

- 次に掲げる表中の「審査項目」を主な評価ポイントとし、GP を審査・選定する。
- 「審査項目」のそれぞれにおいて、最低限の要求事項を充たしていない場合は失格となることがある。
- 「審査項目」のうち、特に重視しているものを「重点」区分として明示している。

審査項目	審査区分	審査上の視点
① 応募事業者等の経営の健全性		
・財務的基盤、信用力、業績		・本ファンドを継続的かつ安定的に運営するために必要な財務内容等を有していること
② 本事業の目的・趣旨の理解		
・ファンドの運営方針		・本事業の目的（投資先企業について、上場前後をシームレスに支え、継続的な企業価値の向上につなげる）の達成に向け、適切かつ合理的なファンド運営方針となっていること
③ ファンドスキームについて		
・スキームの実効性、合理性（ファンド規模、ストラクチャー、投資形態、存続期間、投資期間等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPS や VC ファンド、PE ファンド等の組成経験等に基づいて蓄積されたノウハウ等を活用し、効果的かつ機動的に資金拠出、投資実行を行えるスキームとなっていること</li> <li>・本事業の目的を達成するための合理的な存続期間、投資期間等が設定されていること</li> </ul>
・コミットメントの確度（GP 出資額、LP 候補者、LP 出資額）	重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ファンドの GP としてのコミットメント方針及び拠出金額に対する考え方が具体的に示されていること</li> <li>・都の出資を呼び水としつつ、本ファンドの目的を達成するために必要な規模のコミットメントが獲得できる見通しが具体的に示されていること</li> </ul>
・投資対象、テーマ設定、回収方針などの実効性、合理性等	重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する投資対象が本事業の目的を達成するために適切かつ実現可能なものとなっていること</li> <li>・本事業の目的達成に向けた適切な回収方針等が具体的に示されていること</li> <li>・上場までの各ステージ毎の投資対象の割合、投資先企業の事業領域等が十分に検討されていること</li> <li>・上場後の売却の方針が具体的に検討されていること（被買収となって売却する場合は、その方針も含む）</li> <li>・既投資先への追加投資（未上場時に限る）を実施する場合、その投資方針と上場後の保有方針について具体的に検討されていること</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場前に売却する場合、その論拠が明確に検討されていること</li> <li>・投資先企業に対し、国内外機関投資家からの出資を呼び込む施策（IR 方法等、もしあれば）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員への分配のあり方、本ファンドに係る費用、GP の報酬等の合理性（リスク・リターンに見合った分配規定、費用・報酬水準の合理性、クローバック条項）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分配に関する考え方が、各組合員の出資リスクとリターンに見合った合理的なものとなっていること</li> <li>・GP に対する管理報酬・成功報酬等の設定が、ファンドスキームや投資スタイル等と整合的かつ合理的な水準となっていること</li> <li>・本ファンドの業務委託に係るフィー等を含む本ファンド全体の組成、運用コストが、マーケット水準を踏まえた合理的な水準となっていること</li> </ul>
④ 応募事業者等の経験（投資先の支援実績を含む）、能力			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ファンドと同種又は類似、関連するファンドに係る応募事業者、キーパーソン、連携する外部ネットワークそれぞれの実績、ノウハウ（組成実績、投資実績、パフォーマンス実績、専門的ノウハウ）</li> </ul>	重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GP として、投資した未上場企業を上場させた知見や投資実績がある人材を有していること</li> <li>・外部のネットワークと協業経験も含め、レイターステージ企業のソーシング能力がある人材を有していること</li> <li>・投資先未上場企業に対して、有効なハンズオンの実施経験があること</li> <li>・上場間もない会社に対する支援経験（IR 活動、エクイティ・ストーリーの構築等）があること</li> </ul>
⑤ 本ファンドの投資チームの体制			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資チームの実行力（各チームメンバーの実績、チームとしての投資実績、安定性、強み、可処分時間に対する提案ファンドへのコミットの割合）</li> </ul>	重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各担当の機能、役割分担が明確であること</li> <li>・適切な能力を持った人材等が組織的に配置されていること</li> <li>・クロスオーバーの特性を踏まえた運営体制を講じていること</li> <li>・チームとして有効に機能する体制であること</li> <li>・本ファンドへの十分な工数面でのコミットメントがあること</li> </ul>
⑥ 投資プロセスの実効性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資戦略、ソーシング、投資対象物件の管理体制等、エグジット戦略、運営する他のファンドとのコンフリクト排除のメカニズム等の実現性</li> </ul>	重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未上場企業に関連する知見や豊富なネットワークを有しており、的確に投資案件を選定し、投資戦略、ソーシング及び案件選定のプロセスなどが機能的に構築されていること</li> <li>・投資対象である未上場企業のデューデリジェンス能力が十分備わっていること</li> <li>・投資対象の財務状況等を踏まえ、本事業の目的達成に向けて適切かつ現実的なエグジット戦略を有していること</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンフリクト排除のための機能的なメカニズムを構築していること</li> </ul>
⑦ 投資先企業への成長支援			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資先への支援（上場前のハンズオン、上場後の支援（エクイティー・ストーリー策定、IR戦略の策定等））</li> </ul>	重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未上場企業に対して、有効なハンズオンを検討し、実施される見込みであること</li> <li>・上場間もない会社に対しての有効な支援（IR活動、エクイティー・ストーリーの構築等）を検討し、実施される見込みであること</li> </ul>
⑧ 本ファンドの管理・レポーティング体制等			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・レポーティング体制の有効性（チームメンバーの実績、チームとしての安定性、コンプライアンス監視体制、秘密保持の体制、利益相反防止の体制、これらに係るこれまでの取組状況、本ファンドによる成果の対外的な周知策（投資・支援実績）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミドル・バック機能を担う人材が適切に配置されており、ファンド運営に必要な管理・レポーティング体制が整備されていること</li> <li>・コンプライアンス監視体制が機能的に構築されており、外部専門家（弁護士等）との連携体制が確保されていること</li> <li>・秘密保持及び利益相反防止のための具体的な取組みが講じられており、その実効性が認められること</li> <li>・東京都を含むLPに対して適切な頻度・内容でのレポーティングが実施できる体制が整備されていること</li> <li>・本ファンドの投資・支援実績を対外的に周知するための具体的な方策が示されていること</li> </ul>
⑨ 組合契約内容			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GPの業務執行体制の合理性、投資ガイドラインの妥当性、東京都の要求事項の充足度等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合契約における各種の条件が、ファンドの適切な運営及び組合員の利益の最大化が図れる内容になっていること</li> <li>・本ファンドの目的を踏まえ、必要十分な投資ガイドラインが具体的に示されていること</li> <li>・本ファンドに対して東京都が要求する事項が組合契約等において、具体的に示されていること</li> </ul>